

高齢者住宅改修関連補助制度の比較表(中津市2019年2月時点版)※後日修正等が有り得ます

要件		Ⅰ 介護保険住宅改修	Ⅱ 在宅高齢者住宅改造助成事業		Ⅲ 子育て高齢者世帯リフォーム支援事業
			うち 一般住宅改造助成	うち 自立支援小規模改造助成	うち 高齢者バリアフリー型
制度(財源)		介護保険給付費	補助金(大分県1/3、中津市1/3)		補助金(大分県1/10、中津市1/10)
対象	共通	65歳以上、住民票住所が中津市、住宅の所有権または占有権等を有する者、非暴力団関係者			
	介護認定	要介護認定が必須	次のいずれかの世帯員 ①要介護認定者がいる世帯 ②高齢者のみ世帯 ③75歳以上者がいる世帯		制限なし
	申請者	被保険者本人			高齢者がいる世帯の世帯員
制限	所得	制限なし	世帯生計中心者の前年の所得200万円未満 (ただし交付申請月が1～6月の場合は前年を前々年と読み替える)		世帯全員の前年の所得350万円未満、 高齢者以外がいる世帯は要綱参照
	滞納	介護保険料完納及び給付制限無し	中津市税・大分県税を完納		
	住宅	同一住宅につき上限金額あり	同一住宅につき1回のみ	「一般住宅」助成歴含め同一住宅につき1回	同一住宅につき1回のみ
	その他	初回申請時の介護度から3段階以上の 上昇時に上限金額リセット (ただし要支援2と要介護1は同じ段階)	—	—	店舗兼用住宅は店床面積1/2未満、 昭和56建築基準法改正前の住宅は 県のアドバイザー派遣制度を利用
助成額	工事費下限	制限なし	1,000円		30万円
	工事費上限	20万円	60万円(併用時は上限から差引く)	30万円(併用時は上限から差引く)	150万円
	補助率	負担割合により7～9割	3分の2(生活保護者は助成対象額の範囲内)		10分の2
	最高補助額	18万円(1割負担の場合)	40万円(他制度併用無し)	20万円(他制度併用無し)	30万円(他制度併用無し)
	他制度併用	最優先されるため無関係	Ⅰ住宅改修と併用が優先、Ⅱ住宅改造とⅢリフォーム支援はⅡが優先(ⅡとⅢはどちらか1つ)		
助成方法		償還払または受領委任払	償還払		
工事種類		手すり取付、段差解消、床等の材料変更、 扉の取替え、便器の取替え、付帯 工事	介護保険住宅改修に準ずる	介護保険住宅改修に準ずる内容のうち 自立支援等に資する小規模なもの	介護保険住宅改修に準ずる内容にバリアフリー要素等を追加(詳細は要綱参照)
施工者		償還払は制限なし、 受領委任払は事前登録制	制限なし(専門的な知識や経験を有する者を推薦)		次のいずれか ①市内に本店がある法人 ②市内に住民票がある個人 ③県内に所在する者(詳細は要綱参照)
交付	交付申請時期	随時	市が公募する時期(初回は4～5月頃、追加公募は未定)		市が公募する時期(7月頃)
	工事承認まで	事前申請→審査(調査)→事前承認	交付申請→実地調査(必須)→審査→交付決定(事前)		
	市審査時間	事前申請受付※から概ね1週間以内	交付申請受付※後の実地調査終了から概ね1～2週間以内		
	助成枠	制限なし	予算の範囲内、応募多数時は抽選した後に対象者を決定		
	結果通知	先にケアプラン担当者へ電話連絡 +公文書で申請者宛てに通知	公文書で申請者宛てに通知		

※事前申請受付または交付申請受付とは、必要な書類等が不備なく整った状態であり、提出日を指すものではない。